

農林水産部請負工事成績評定評価委員会設置要領

制 定 平成21年10月 1日青農水第641号
一部改正 平成23年11月22日青農水第871号
一部改正 平成26年3月27日青農水第1190号

(目的)

第1条 この要領は、「農林水産部請負工事成績評定通知要領」（平成21年10月1日付け青農水第641号。以下「評定通知要領」という。）第4条第2項の請負工事成績評定評価委員会に関する事項を定めるものである。

(委員会の設置)

第2条 農林水産部が所掌する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）の適正な運用を図り、及び請負者からの評定の内容に関する説明請求に対し適切に対応するため、部内各課、地域県民局地域農林水産部、営農大学校並びに病虫害防除所に請負工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

(委員会の事務)

第3条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 評定通知要領第4条第2項に規定する意見に関すること。
- (2) その他評定通知要領第4条第1項の規定による回答にあたって必要な事項に関すること。

(委員会の構成等)

第4条 委員会は、請負工事ごとに委員長及び委員をもって構成するものとする。

- 2 委員長は、当該工事を所管する部内各課、地域県民局地域農林水産部、営農大学校又は病虫害防除所の長をもって充てる。
- 3 委員は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、第3条の審議を行うにあたり、意見を聴取するため、農林水産部請負工事成績評定要領第3条（平成21年10月1日付け青農水第641号）に規定する評定者を委員会に出席させることができる。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めるときに委員長が招集する。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、委員長の所属する所属の担当グループ（出先機関（病虫害防除所を除き、下部機関を含む。）にあつては担当課、病虫害防除所にあつては担当者）が行う。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。